

平成 26 年 11 月 18 日

職 員 へ

村 長 小田切 康彦

平成 27 年度当初予算編成方針

低迷を続けていた日本経済は、安倍晋三内閣による経済政策「アベノミクス」効果により、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響をうけつつも、緩やかではあるが回復基調が続いています。

内閣府が発表した10月の月例経済報告によると、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」と指摘しています。

政府は、平成 27 年度予算の概算要求基準について、中期財政計画に沿って、平成 26 年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とし、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。そして、「新しい日本のための優先課題推進枠」において、「地方の創生と人口減少の克服」を新年度予算で取り組んでいくべき政府の主要政策課題としています。

また、社会保障と税の一体改革に基づく、消費税率の2段階引き上げ（10%）については、直近の政治情勢のなかでは実施時期が先延ばしとなる可能性が高く、家計を始め地方自治体に与える影響は大きく、今後の国の動向等を注視する必要があります。

村の財政状況は、平成 25 年度決算における実質収支及び単年度収支は黒字となり、財政健全化を示す指標である実質公債費比率は 15.2%（前年度比 0.7%減）、将来負担比率は 79.5%（前年度比 5.1%減）となっており、いずれも前年度と比べ改善することができましたが、依然として県平均（実質公債費比率 8.5%、将来負担比率 13.9%）を大幅に上回る状況です。さらに、平成 25 年度において、宮田観光開発株の損失補償や大型事業に係る起債発行の影響もあり、この先一時的に実質公債費比率が上昇することが予想され、県下ワーストワンに迫る危機的状況が続いています。

来年度の財政見通しについては、緩やかな景気回復基調が伝えられているものの、地方においては住民税が若干伸びる程度であり、地方交付税等については、国の概算要求額で 8,400 億円の減額となっており、一般財源の確保については厳しい状況が予想されます。

このような状況下で平成 27 年度予算編成作業を進めていくこととなりますが、重点施策に沿った予算編成に努めていくとともに、第5次総合計画の基本計画見直し年度であることも視野に入れ、実施計画に基づいた予算編成の取り組みをお願いします。

◎ 平成 27 年度 重点施策

- ◇ 活力みなぎる宮田村づくり ～ 産業の共生による産業振興
- ◇ 子育て支援日本一をめざす ～ 子どもが輝く村づくり
- ◇ 福祉の推進 ～ 様々な立場の方々に温かさを届ける村づくり
- ◇ 安心・安全な心安らぐ村づくり ～ 防災対策の推進と安全な地域づくり
- ◇ 女性の知恵と力を村政に活かす ～ 女性の皆様の声を村政に

1 基本とする事項

- (1) 実施計画をベースとした枠配分方式の予算編成とします。別紙枠組み表の「項」ごとで配分額に収まるようにしてください。やむを得ず「項」内で枠に収まらない場合は「款」の中で調整してください。
- (2) 主要事業は実施計画ヒアリングにおいて調整済みのため、特別配分枠は設定しません。
- (3) 枠内に収まる場合であっても、すべての事務事業について徹底的な見直しを行い、無駄を排除してください。
- (4) 実施計画ヒアリング以降において計画される新規事業は、事前に理事者に説明し、了承を得たものを予算計上してください。
- (5) 上伊那広域連合負担金など、外部団体の計画やその他特別な要因により、予算要求額の集計において財源不足が生じた場合は、査定において調整します。
- (6) 「事務事業評価」結果を予算に適正に反映させてください。
- (7) 第 5 次総合計画との整合性を図るとともに、達成に向け事業の推進を行なってください。
- (8) エコアクション 21、9S 活動の更なる取り組みを推進します。
- (9) 障がい者就労施設等からの物品等調達方針に基づき、物品及び役務の調達を推進します。
- (10) 財政健全化に向け、原則として臨時財政対策債以外の起債発行は行いません。また、土地開発公社の経営改善に向けた取り組みを進めます。

2 歳入に関する事項

- (1) 村税収入は、村の基幹となる歳入であり財源確保と税負担の公平性の観点から課税客体の確実な補足に努めるとともに、収納率の向上に努めてください。
- (2) 国の予算編成方法の見直しにより、地方財政対策、国庫補助事業の取扱いなどの変更等が予想されます。関係機関との連携を密にするなど情報収集を積極的に行い、財源確保に努めるとともに、制度変更など明らかになった場合には見直しを行うなど、随時対応してください。

3 歳出に関する事項

- (1) 各区からの要望事項について精査検討のうえ、適切に予算計上してください。なお、実施計画作成後に要望書が提出されていることから、計画にないものを計上する場合は、組み替え等により配分枠内に収めることを基本にします。

- (2) 特別職等の報酬は、理事者及び委員等については26年度現行額で計上してください。報酬額について変更のある場合は後日連絡します。
- (3) 賃金は現行単価で計上してください。職員給については平成26年度第1号補正後予算額を計上し、確定後修正することとします。(実施計画における額)
- (4) 毎年、年度末に不用額が生じている事業については、決算内容を精査することにより適正な予算編成を行なってください。
- (5) 消費税については年間を通じて8%として積算してください。
- (6) 電気料が値上げされ、負担が増大していますので、実績を精査し予算計上するとともに、日常の節約を徹底してください。
- (7) その他予算計上に係る統一単価等は、ファイルサーバーの共有フォルダ内に予算作成資料としてアップしお知らせします。

4 特別会計・公営企業会計について

一般会計に準じて節減を図り、財政健全化に努めてください。また、会計設定の目的に鑑み、独立採算制を基本とし、安易に一般会計に依存することのないように留意してください。

5 提出(入力)期限 平成26年12月 8日(月)

6 作成・提出書類

- (1) 歳出予算・歳入予算要求書(予算編成システムにより入力)
- (2) 款項別集計表の「H27 要求」欄に事務事業ごとの要求額を入力してください。
* (1)(2)について印刷は管理財政係で一括して行ないます。紙ベースでの提出は不要です。
- (3) 補助金等交付している団体における決算書(電子データ又は紙ベース)

7 予算査定の日程(予定)

- (1) 第1次(副村長)査定 平成26年12月24日から
- (2) 第2次(村長)査定 平成27年 2月 2日から